

# 令和元年度第6回庁議 会議録

[日 時] 令和元年8月26日（月）9時00分～9時30分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、参与及び各部局長  
議会事務局次長 代理出席

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について（関係部局）

会派説明報告について（企画部、経済部、教育委員会事務局、消防本部）

3 協議事項

4 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が9月3日に開会予定である。

会派説明については、8月20日及び22日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、9月議会に向けて、各部局とも、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いしたい。

本日は、市議会定例会提出議案及び会派説明の結果報告をしていただく。

その他、連絡事項があればお知らせをしていただき、本日の庁議は、10時00分に終了することを目標とする。

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について（関係部局）

会派説明報告について（企画部、経済部、教育委員会事務局、消防本部）

<p>市長</p>	<p>それでは、議事に入る。</p> <p>市議会定例会提出議案について、企画部、総務部、上下水道局、市民部、建設部、福祉部、消防本部の順番で説明をお願いします。</p> <p>なお、明日の「部課長会」での説明と重複するので、簡潔に、要点のみを説明するようお願いしたい。</p> <p>また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いします。</p> <p>なお、経済部及び教育委員会事務局については、消防本部の説明が終わった後、会派説明報告をお願いします。</p>
<p>企画部長</p>	<p>企画部からは、報告4件、認定1件、予算議案3件について説明する。</p> <p>議案書の1ページから3ページ、報告第18号「平成30年度新居浜市継続費精算報告」については、一般会計において、継続費を設定して事業を進めていた「公共施設再配置計画策定事業費」等3事業について、事業の完了に伴う精算報告を行うものである。</p> <p>次に、議案書の4ページから6ページ、報告第19号「平成30年度新居浜市継続費精算報告」については、公共下水道事業特別会計において、継続費を設定して事業を進めていた「企業会計導入事業費」等2事業について、事業の完了に伴う精算報告を行うものである。</p> <p>次に、議案書の7ページ、8ページ、報告第20号「健全化判断比率の報告」については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、実質赤字比率等4項目の平成30年度決算に基づく健全化判断比率について、議会に報告するもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字を生じていないことから数値は表示されていない。実質公債費比率は2.1%、将来負担比率は4.8%で早期健全化基準を大幅に下回る結果となっている。</p> <p>次に、議案書の9ページ、10ページ、報告第21号「資金不足比率の報告」についても、同法の規定により、水道事業等5公営企業の平成30年度決算に基づく資金不足比率について、議会に報告するもので、5会計全てにおいて資金不足を生じていないので、いずれも数値は表示されていない。</p> <p>次に、議案書の15ページ、16ページ、認定第2号「決算の認定」については、平成30年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び新居浜市渡海船事業ほか7特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものである。</p> <p>次に、予算議案についてである。</p>

議案第71号「令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）」については、生涯活躍のまち推進事業の公共事業をはじめ、旧別子観光センター跡地整備事業等の単独事業のほか、新居浜太鼓祭り首都圏PR推進事業費等の施策費及び経常経費について予算措置するもので、今回の補正は、4億3,216万9千円の追加である。

次に、議案第72号「令和元年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」については、国民健康保険事業に係る保険給付費等交付金償還について予算措置するもので、4,101万5千円の追加である。

次に、議案第73号「令和元年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」については、平成30年度事業の精算に伴う償還金及び基金積立金について予算措置するもので、2億544万3千円の追加である。

補正内容については、会派説明資料（令和元年度9月補正予算（案）の概要）の通りである。

引き続き、9月補正予算（案）の会派説明の結果を報告する。

まず、一般下水路整備事業では、河川土砂撤去は具体的な河川を想定しているのか。

新居浜太鼓祭り首都圏PR推進事業費では、どのような経緯で派遣太鼓台が3台になったのか。演技の日程、回数はどうなるのか。主催者側から派遣援助はあるのか。参加かき夫の個人負担はあるのか。昨年同様クラウドファンディングは実施するのか。次年度以降の派遣について考えはあるのか。

インバウンド観光推進費では、事業内容と経費内訳はどのようになっているのか。具体的なインバウンドの数値目標はあるのか。市民も巻き込んで後押しすることも重要ではないか。

幼児教育無償化関連事業費では、制度内容や変更点について対象者への連絡はどうしているのか。副食費の取り扱いや徴収方法はどうか。副食費の無償化は検討しないのか。

瀬戸内工進曲8K上映事業費では、事業内容と想定している対象者は。委託料に制作費は含まれているのか。8Kで上映する理由は。新居浜での上映について要望があったのか。史実と異なる作品を上映することについてどう考えているのか。上映の際に役者に来ていただいて生の歌声を聞かせていただくことはできないのか。好評だった場合、追加上映の予定はあるのか。

<p>総務部長</p>	<p>防災行政無線整備事業費では、どのような経緯で補正に至ったのか。対象となる22自治会の校区分内訳はどうなっているのか。貸与したラジオの管理はどのように行うのか。災害時要配慮者にも配布できないか。</p> <p>スマートシティ推進事業費では、具体的に何をどうするのか。どのような事業者と連携するのか。総務省への申請資料等イメージできる資料を提供してほしい。</p> <p>生涯活躍のまち推進事業では、地元への説明は十分に行っているのか。木育キャラバンキットの製作は旧若宮小学校以外でも実施できるようにということか。</p> <p>といった意見、要望等が出された。</p> <p>総務部からは、報告1件、契約議案5件、条例議案1件及び追加提出予定議案2件について説明する。</p> <p>議案書の11ページから12ページ、報告第22号については、専決処分した損害賠償金についての報告であり、固定資産税に係る家屋調査を行っていた職員が、誤って調査器具を落下させ、相手方住宅の床面を損傷させた事故に係る損害賠償の額を、当事者との協議及び損害保険ジャパン 日本興亜 株式会社の査定により、床面の補修に要する費用として63,720円としたものである。</p> <p>次に、議案書の17ページから18ページ、議案第54号「工事請負契約の変更」については、新居浜市総合防災拠点施設建設工事（建築）について、施工に当たり、想定外の大きさの玉石の埋設により施工方式を変更し、また、地下水位の上昇に伴う大規模な排水設備の設置及び排水作業を行ったことから、契約金額を「27億7,398万円」から「28億4,820万1,000円」に、工事期間を「平成29年9月22日から令和2年3月31日まで」にそれぞれ変更しようとするものである。</p> <p>本建築工事に係る工事期間の変更に伴い、議案書の19ページ、議案第55号、新居浜市総合防災拠点施設建設工事（電気）及び議案書の21ページ、議案第57号、新居浜市総合防災拠点施設建設工事（衛生）については、工事期間を「平成29年9月22日から令和2年3月31日まで」に、議案書の20ページ、議案第56号、新居浜市総合防災拠点施設建設工事（空調）については、工事期間を「平成29年9月22日から令和2年3月3</p>
-------------	--

<p>上下水道局長</p>	<p>1日まで」に変更しようとするものである。</p> <p>議案書の23ページ、議案第59号、高機能消防通信指令システム整備工事については、工事期間を「平成30年3月15日から令和2年3月31日まで」に、それぞれ変更しようとするものである。</p> <p>次に議案書の26ページから28ページまで、議案第61号「新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定」については、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」において「地方公務員法」の一部が改正され、「成年被後見人又は被保佐人」について、一般職の職員となる者又は競争試験若しくは選考を受けることができる者の欠格事由から削られることに伴い、関係条例の所要の条文整備を行うものである。</p> <p>なお、この条例は令和元年12月14日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案目次の欄外、追加提出予定の議案等(2)番「財産の取得」については、高規格救急自動車1台取得に係る「契約議案」の提出を予定しており、8月20日、3者による一般競争入札を行った結果、1,947万円で、(株)新日本ライフテックと契約を締結しようとするものである。</p> <p>同じく、追加提出予定の議案等の(3)番「新居浜港務局委員会の委員の任命」については、人事議案として、新居浜港務局委員会の委員 松下 博彦氏及び福田 幹大氏の辞任に伴い、新たに委員の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものである。</p> <p>上下水道局からは、認定1件、条例議案1件、予算議案2件について説明する。</p> <p>議案書の13ページ、認定第1号「決算の認定」については、平成30年度新居浜市水道事業会計決算及び平成30年度新居浜市工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものである。</p> <p>次に、議案書24ページ、議案第60号「新居浜市別子山簡易給水施設条例及び新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定」については、「水道法施行令」の一部改正に伴い、</p>
---------------	--

<p>市民部長</p>	<p>引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため条例の一部改正するものである。</p> <p>次に、補正予算書1ページ、議案第74号「令和元年度新居浜市水道事業会計補正予算（第1号）」については、水道事業会計において、愛媛県水道施設耐震化等促進事業費補助金の内示に伴う予算措置を行うもので、資本的収入に、県支出金4,200万円を追加するものである。</p> <p>次に、補正予算書9ページ、10ページ、議案第75号「令和元年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）」については、港町雨水ポンプ場の機能回復に係るポンプ場建設改良費について予算措置するもので、資本的収入及び支出の補正として、事業費9,660万円を追加するものである。</p> <p>市民部からは議案第58号及び議案第64号について説明する。</p> <p>まず、議案書22ページ、議案第58号「製造請負契約の変更」については、新居浜市総合防災拠点施設建設事業に係る展示物等の製造請負契約について、本体建設工事の工事期間の変更に伴い、履行期間を平成30年3月15日から令和元年12月25日までを平成30年3月15日から令和2年3月31日までに変更しようとするものである。</p> <p>次に、議案書37ページ、38ページ、議案第64号「新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、本年4月17日「住民基本台帳法施行令」の一部が改正され、11月5日から氏に変更があった者について、本人からの申し出により旧氏の住民票への記載が可能となり、あわせて国が定める印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、印鑑登録証明書についても、同様の取り扱いがされる予定であることから、これらの改正に伴い本市においても、旧氏の印鑑登録証明書への記載が可能になるよう規定を定めるとともに、性同一性障害など性的マイノリティに配慮し、印鑑登録原票への登録事項から性別を削除しようとするものである。</p> <p>なお、この条例は令和元年11月5日から施行したいと考えている。</p>
<p>建設部長</p>	<p>建設部からは議案第62号及び議案第63号について説明す</p>

<p>福祉部長</p>	<p>る。</p> <p>まず、議案書 29 ページから 33 ページ、議案第 62 号「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定」については、消費税及び地方消費税の引き上げ、並びに手数料算定における物件費の上昇に伴い、受益者負担の原則に基づいた手数料の適正化を図るため、条例第 2 条に規定する別表第 1 に掲げる開発行為の許可に係る手数料及び優良宅地造成の認定に係る手数料の額を改定するものである。主な改正内容については、議案書 29 ページから 33 ページまでの別表 1 をそれぞれ改定しようとするものである。当該手数料の額については、愛媛県及び他市の状況を勘案して設定したものである。</p> <p>なお、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の 34 ページから 36 ページ、議案第 63 号「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例」の制定については、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、受益者負担の原則に基づいた手数料の適正化を図るため、条例第 2 条に規定する別表第 1 及び別表第 2 に掲げる建築関係手数料の額を改定するほか、所要の条文整備を行おうとするものである。主な改正の内容については、「建築基準法」第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請に対する審査に係る事務手数料などそれぞれ改定し、適切な手数料に変更するものである。なお、当該手数料の額については、愛媛県及び他市の状況を勘案して設定した</p> <p>なお、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行したいと考えている。</p> <p>福祉部からは条例議案 5 件について説明する。</p> <p>まず、議案書の 39 ページ、議案第 65 号「新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるよう見直しをするため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、40 ページから 42 ページ、議案第 66 号「新居浜市特</p>
-------------	--

定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、本年10月からの幼児教育・保育無償化による、子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、教育・保育給付認定子どもに関する保育料等の改定を行うとともに、所要の条文整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。また、附則において、今回の条例の一部改正により、市立幼稚園の教育・保育給付認定保護者に対する保育料について、本条例に基づき零円とされるため、新居浜市立幼稚園保育料徴収条例を廃止しようとするものである。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行したいと考えている。

次に、43ページ、44ページ、議案第67号「新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」については、本年10月からの幼児教育・保育無償化による、子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、新居浜市立別子保育園の保育料の改定を行うとともに、所要の条文整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行したいと考えております。

次に、議案書45ページから47ページ、議案第68号「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者の連携施設の確保に係る基準を緩和するため、条例の一部を改正しようとするものである。また、附則において、特定地域型保育事業者の連携施設を確保しないことができる猶予期間が令和2年3月31日までであるところをさらに5年間延長するものである。

なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、48ページ、49ページ、議案第69号「新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」については、厚生労働省令で定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、先程の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正と同様に、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保に関する基準



<p>消防本部</p>	<p>を緩和するため、条例の一部を改正しようとするものである。また、附則において、当該連携施設の確保に関する経過措置期間をさらに5年延長するものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>消防本部からは条例議案1件と会派説明の結果について説明する。</p> <p>まず、議案書の50ページ・51ページ、議案第70号「新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」において、「地方公務員法」の一部が改正されたことに伴い、消防団員の任用に係る欠格条項の見直し等を行うものである。改正の内容としては、消防団員の任用に係る欠格条項から、成年被後見人又は被保佐人は、消防団員となることができないとする規定を削除するほか、所要の条文整備を行うものである。</p> <p>なお、この条例は、令和元年12月14日から施行したいと考えている。</p> <p>続いて、会派説明の結果について報告する。</p> <p>消防本部からは、令和元年度中に運用開始を目指している総合防災拠点施設について、現在の進捗状況及び運用開始に向けた取り組みなどについて説明した。</p> <p>質疑内容としては、作業員の熱中症対策と作業中の怪我の現状はどうなっているか。工期が遅れているが、周辺住民には周知しているのか。周辺住民は理由を理解しているのか。事業費について、当初50億程度だったが、今回の説明では56億になっている、当初より5億以上増加しているが、その理由は地下水などの対策以外にも何かあるのか。当初の計画時点での見積りが甘かったということなのか。施設の仮運用とはどういうことか。また、展示施設や高機能通信システムが完成していないのに仮運用を開始する意味は何か。通信指令設備の工事が完全に終わっていない2月末にシステムを切替えて、混乱は生じないのか。台風10号の接近の際、河川監視カメラの映像をハートネットで流していたが、河川の名称は表示できないのか。通信指令システムが新しくなることに伴う、職員の研修期間はどうなっているのか。何名くらいの職員に研修させるのか。新システム導入後、川東分署や</p>
-------------	--

南消防署との情報の互換性はどうか。日立の通信指令システムは近隣の消防にどのくらい導入されているのか。高所監視カメラは何メートルくらいの高さに設置し、どのくらい回転させることができるのか。防災センターでは児童生徒・高齢者の利用促進についてどのように取り組むのか。新しい施設ができるのにあたり、人員はどうか。救急救命を体験できるコーナーはないのか。事業費が5億程度増額になったということだが、正確なのか。資料にある工事費と業務委託費の契約金額を合計すると48億になるが、56億との違いについて、後日資料にて示してほしい。市職員が映像を使って南海トラフ地震の説明をしたが分かりやすかった、施設内で流す予定はあるのか。また、模擬消火器でなく実際の消火器は使えないのか。防災訓練では煙体験を実施しているが、施設にはないのか。また、降雨体験はできないのか。新しい施設には、消防団が夜間放水訓練を実施できる機能があるのか。水中・空中ドローンを整備しているが、ドローンの飛行基準について災害時どうか。また、職員の研修はどうか。工期が90日遅れ、予定では3月末に完成となっているが、落成式には問題ないということか。開設は予定どおりできるのか。当初計画から遅れることで影響はないのか。新防災情報システムにおいて、消防団との連携のため新たに導入したものはあるのか。西日本豪雨災害では、他の自治体においてドローンによる現場映像の電送を行い非常に効果があったと思うが、本市にも導入するきっかけは何かあったのか。また、今後どのように活用する予定なのか。水中ドローンとはどういうものか。ドローン操作員の教育は職員を何名か割り当てているのか。展示にある起震装置は、油圧、機械式のどちらなのか。3か月程度工期が延期されるようだが、今後、議案提案の予定はあるのか。マンホールトイレとは何か。フットペダルで無線の操作ができるのか。高所監視カメラは直接火災現場を見るためのカメラなのか。現在のカメラと比較してどうなのか。ボタン操作で高い位置に上がるのか。マンション等の陰になる部分は見えないのか。展示施設では、防災について教えてくれる人の配置はあるのか。避難所の学習であるとか、他の学習はできるのか。施設の利用形態や学習のあり方はどうか。子供の団体で防災に取り組んでいるところもあるので、今後そういう団体とも連携してほしい。現在各校区で起震車や煙体験を使用した防災訓練が行われ

<p>経済部長</p>	<p>ているが、校区の防災訓練と並行して防災センターを運営しているのか。</p> <p>といった意見、要望等が出された。</p> <p>経済部からは、「旧別子観光センター跡地再整備事業」について会派説明を行った。</p> <p>主な質疑の内容は、管理・運営体制は大丈夫なのか。管理・運営を予定している別子山企業組合はどのような活動をしているのか。別子山地域を訪れる登山者はどれくらいなのか。また、今回の設計費の財源は過疎債を充てるようだが、施設整備工事費の財源は何を充てるのか。</p> <p>といった質疑があった。</p>
<p>教育委員会事務局長</p>	<p>教育委員会からは、公立幼稚園の1園廃止についての会派説明の結果を報告する。</p> <p>主な意見として、子どもの人数が減る中で、2園とも廃止することをなぜ考えないのか。園児数の減少の中で、費用対効果についてどう考えているのか。残る1園については、今後園児数の推移を見守ることが必要だ。公立幼稚園の存在意義として、障がいのある子どもの受け入れ先として、最後の砦と言われていたが、それがなくなったらインクルーシブ教育をどう引き継いでいくのか。今後の保護者達への説明のスケジュールは。公立幼稚園も3年保育を考えたら園児数も増えるのではないか。</p> <p>といった意見が出された。</p>
<p>市長</p>	<p>何か質問等はないか。</p> <p>消防は会派説明で質問が多く出ているようだが、すべて、答えて理解を得たということで良いか。</p>
<p>消防長</p>	<p>即答できないものについても、後日説明し、理解をいただいた。</p>
<p>市長</p>	<p>近隣住民との関係の質問もあったが、それも解決したのか。</p>
<p>消防長</p>	<p>定期的に説明会を開いている。</p>

3 協議事項

なし

4 連絡事項

企画部長	<p>昨日、一昨日と笑顔甲子園に多くの職員にお越しいただきこの場を借りてお礼申し上げます。今年も感動のドラマがあり、無事終えることができました。</p> <p>市議会議場の理事者の配席の変更について、現在上下水道局長の配席について、議場内における関係部局とのより円滑な調整を図るため、配席を北側から南側に変更することについて、議会にお願いしている。今後、議会運営委員会において、変更について決定されることとなろうかと思うが、決定された場合は9月議会から変更となるため、連絡しておく。</p>
市長	<p>他に何か連絡事項等はないか。</p> <p>他になければ、以上で令和元年度第6回庁議を終わる。</p>